

「アラート資金に関する内規」

- 第1条 (目的)
災害、その他これに類する事項の災害援助のため「アラート資金」(以下、資金という)を設ける。
- 第2条 (委員会名称)
前条の資金管理を行うため、アラート資金委員会を設ける。(以下委員会という)
- 第3条 (委員会の構成)
委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。
1項 委員長は地区ガバナーが当たる。
2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計、アラート委員長が当たる。
地区ガバナーが必要と認めた場合には委員を追加任命することができる。
3項 委員長不在時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がその職務を代行する。
- 第4条 (資金の調達)
1項 地区内、全会員からの拠出金を資金とする。
拠出金は年間会員1人当たり1,000円とする。(但し、家族会員は半額の500円とする)
会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。
2項 資金から生ずる利息は繰り入れる。
- 第5条 (援助の対象)
1項 災害救助法を適用された災害、及びこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害に関し、被災地・被災者への支援・援助を目的として援助の方法については、その都度委員会の決議により速やかに決定する。
2項 関西広域連合からの要請は、委員会の決議により決定する。
3項 災害救助法が適用された災害で「ひょうごボランタリープラザ」要請のボランティア支援を委員会の決議により決定する。
4項 335複合地区緊急援助委員会の決定を参考にする。
- 第6条 (運用)
1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。
2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。
但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等オンラインによって決定し、事後文書を作成し、それを確認することができるようにする。
3項 1災害の援助金は、第6条6項を除き、その限度額を50万円とする。但し、委員会の決議により追加援助をすることができる。
4項 資金が不足の場合は、緊急援助資金委員会の承認の上、一時的に緊急援助資金を流用することが出来る。
但し、流用分は返済するものとする。
5項 関西広域連合からの要請は、当委員会で調整の上執行する。
6項 「ひょうごボランタリープラザ」要請のボランティア支援を年度額最高100万円を限度として、委員会の決定により執行する。
7項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブに通知する。
- 第7条 (監査)
委員会はこの資金の用途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の監査を受けなければならない。
- 第8条 (施行及び改廃)
この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。
- (附則) 2018年7月 1日 施行
2019年2月13日 一部改正施行
2021年5月17日 一部改正施行